



# ガス料金の考え方について (参考事例のご紹介)

株式会社けんじやのいし

# 自由化で変わったこと

## ガスの小売全面自由化



行政監督

一般監視（市民・消費者による監視）

自由化団地 | 書面交付（14条・15条）

（事後監視）・料金改定は控えた方がよい

値上する場合 | 認可申請手続き

指定旧供給地点団地 | 認可申請手続き

◆二部料金制の明確化    ◆定期的評価    ◆石油石炭税

◆消費税10%

平成18年  
(2006年)

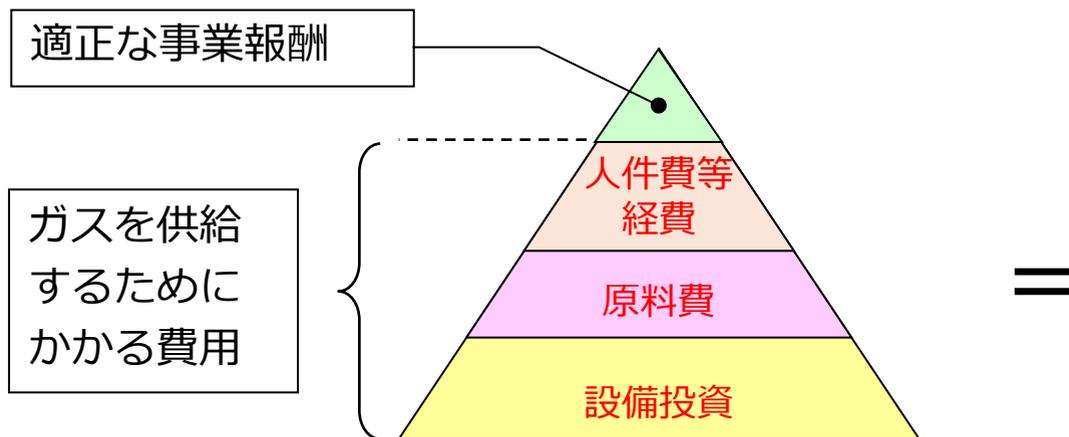
平成29年4月  
(2017年)

令和元年10月  
(2019年)

❏ 消費者に対して"しっかりと"説明することが重要です。消費者の理解が得られず行政に相談がなされると行政確認が行われることがあるので注意してください。

# ポイント1 | 合理的料金を算定する

消費者から見た『合理的な料金』とは？



ガス料金収入

	基本料金	単位料金
A	800	450
B	1,040	420
C	2,840	360

## 今の料金が適正か評価する

総括原価方式（標準係数）を用いて、ガスを供給するためにかかる費用と適正な事業報酬を合計し、ガス料金収入を算出します。この方式により基本料金と単位料金の値上可能額を算定します。

- 人件費等経費
- 原料費
- 設備投資

総括原価方式（標準係数）で料金算定を行い、値上げの許容値を求めることができます。



# ポイント2 | 適切な手続き



検針日と月初のタイミングを考慮し、以下の手順で進めます。

## 新料金・料金算定

14条①の書面交付により料金変更を告知。

## 料金改定準備

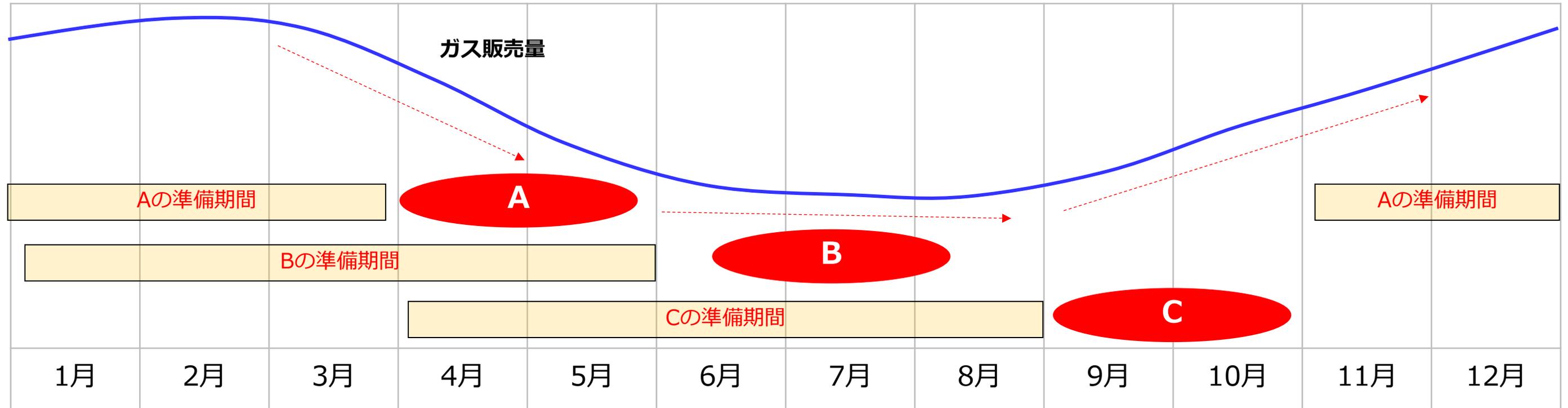
14条②の書面交付で確定した料金表をご案内。  
基準平均原料価格が変わります。

## 新料金実施

15条の書面交付で料金変更実施をご案内。

☐ 原料費調整額の周期（毎月、3か月）に合わせて料金改定月を決定します。

# 料金改定のタイミング



ガス販売量の推移を考慮し、A~C順で推奨します。



## 4~5月改定

ピーク時期から消費量が減少する時期に合わせた改定で、消費者の負担増にならないタイミングです。



## 6~8月改定

消費量が少ない時期に合わせた改定で、消費者の負担を最小限に抑えられるタイミングです。



## 9~10月改定

需要期に入る前に料金改定を行います。極力消費者の負担にならないタイミングとしてリミットを考えます。

# 収支改善額の概算



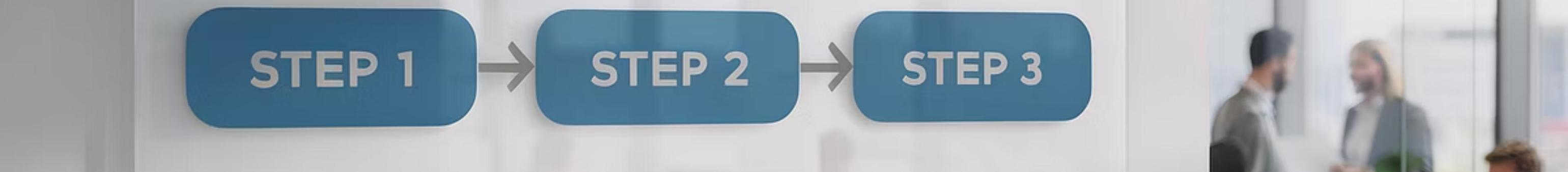
【基本料金】  調定数 件 ×  値上額 円 ×  ヶ月 =  ① 円/年

【単位料金】  調定数 件 ×  平均販売量 m3 ×  値上単価 円 ×  ヶ月 =  ② 円/年

【合計①+②】  円/年

☐ 単価50円アップで料金改定率は約10%、100円アップで約20%の値上げとなります。





STEP 1

STEP 2

STEP 3

# 料金算定の実施プロセス

01

## 料金算定の実施

総括原価方式（標準係数）により料金算定を行います。

02

## 新料金の決定

消費者負担、収支改善の予測を踏まえ、新料金を決定します。

03

## 書面交付の準備

書面交付（14条、15条）を準備します。14条書面の交付は2回行うことが望ましいとされています。

04

## 約款の変更

供給契約書（約款）の変更を行います。

当社でも、この準備がスムーズに進められるようご支援しています **（有料）**。

# 料金算定に必要な書類

項目	必要書類・補足
基本情報	約款等
原料購入単価	仕入先からの請求書（配送料が含まれていないもの） <b>直近3カ月分</b>
ガス販売量	動態調査の報告資料 <b>直近1年分</b>
投資情報(土地)	土地がある場合、直近の固定資産税の <u>納税書</u> 、ボンベ庫の図面（貯槽量、離隔距離が確認できるもの）
投資情報(設備)	固定資産台帳、供給開始・設備取替の日付がわかる書類
車両	車検証（ガス主任者が利用する車、または拠点の一番古い車）
料金設定	約款

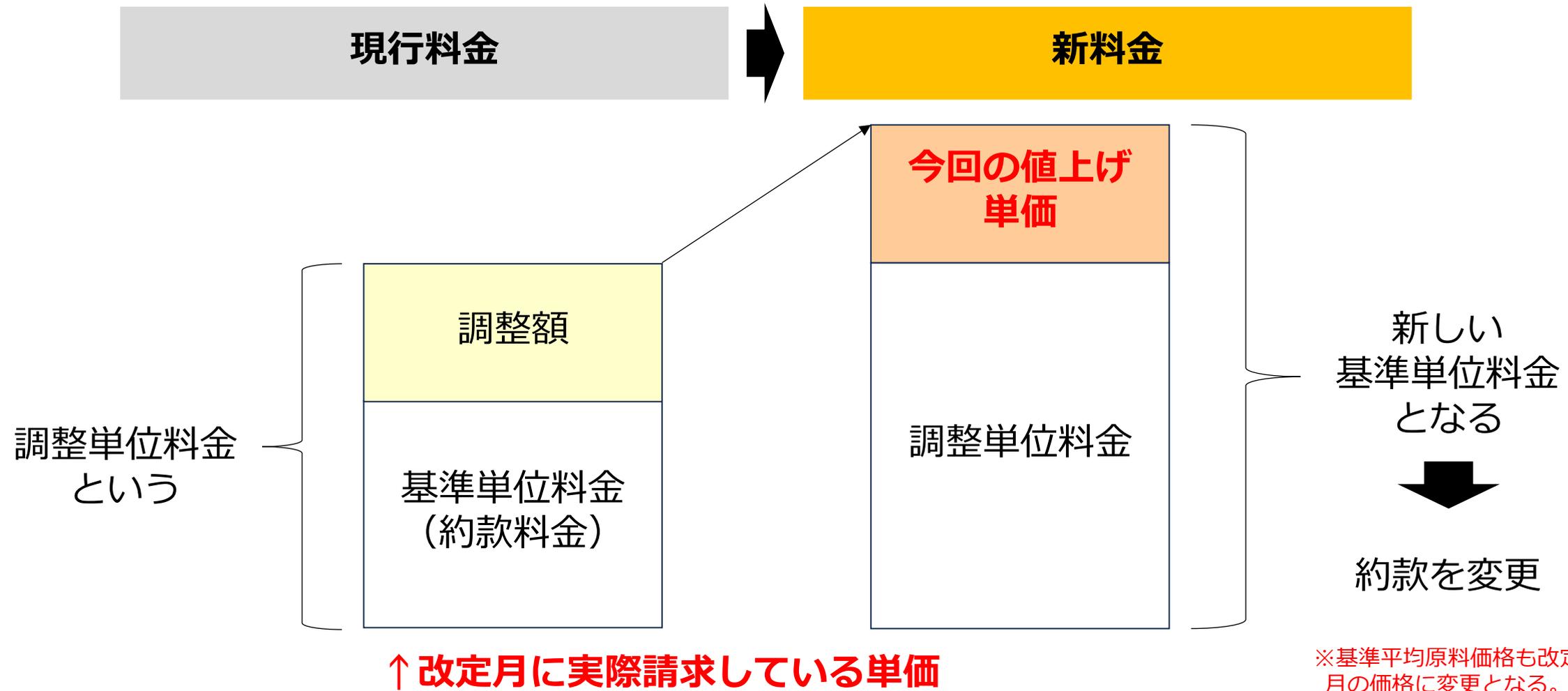
# 料金改定の考え方（1）

## 単位料金の値上げについて

改定月に実際請求している単価（調整単位料金）に、今回の値上げ単価を加えたものが新しい基準単位料金となります。約款を変更し、基準平均原料価格も改定月の価格に変更となります。

## 基本料金の扱い

基本料金も変更できます。その場合、単位料金の値上額とバランスをとって確定します。



調整額と基準単位料金の関係を理解し、適切に料金改定を行うことが重要です。



# 料金改定の考え方（2）

## 自由化団地の場合

以下の対応も一緒に対応できます。

- 原料調整周期（3カ月→1カ月へ変更）
- CIF→CP/MBへの変更
- 上限バンド撤廃
- 複数団地一律の料金化

## 指定団地の場合

従来とおり認可手続きを行います。



## 事例 1 | 短期間で料金改定を実施

### 基本情報

許可地点数:380

調定数:228

平均販売量:10.1m<sup>3</sup>

### 料金改定内容

基本料金:90円値上げ

単位料金:80円値上げ

上限バンド撤廃

### 改善結果

**収支改善:2,456,000円/年**

新基準単位料金:81,820円 (2025年10月)

- シミュレーションでは基本料金100円、単位料金150円以上値上げできる結果でしたが、消費者への負担を踏まえ上記値上げ額に留めました。
- 今後、収支状況を見極めながら①CP/MBへの変更、②料金統一化を図ります。

# 事例2 | 原料費調整の基準をCP/MBへ



## 基本情報

許可地点数:245

調定数:166

平均販売量:7.6m<sup>3</sup>

基準平均原料価格:CIF 71,210

## 料金改定内容

基本料金:変更なし

単位料金:100円値上げ

上限バンド撤廃

★CP/MB基準へ変更

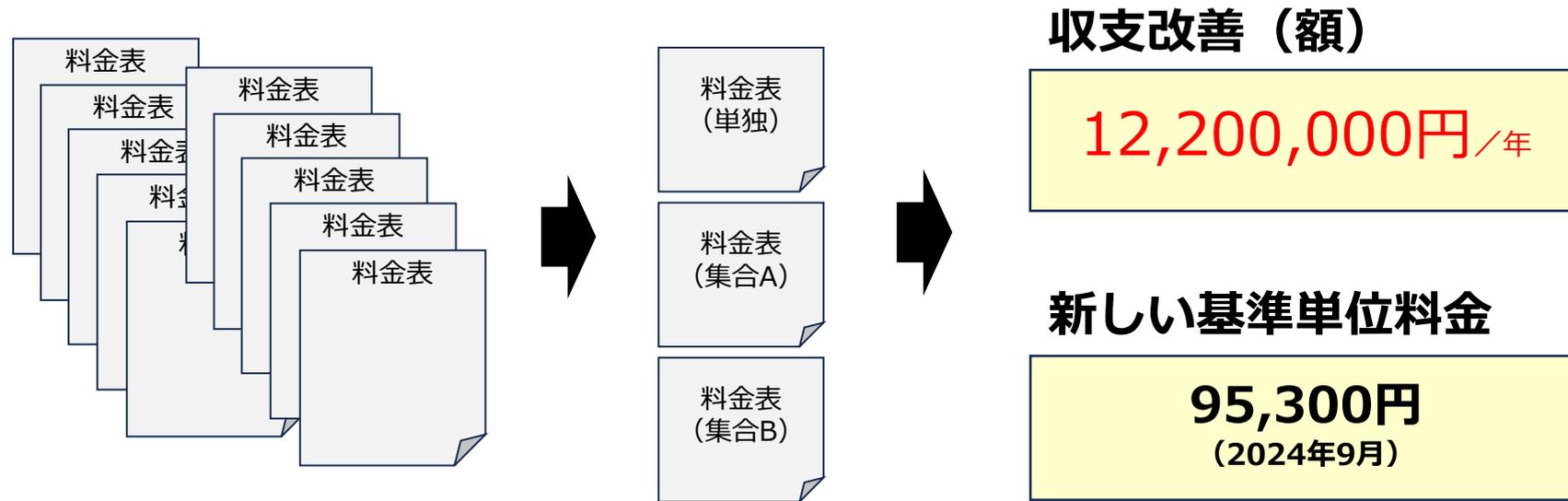
## 改善結果

収支改善:1,510,000円/年

新基準:CP/MBベース (2024年10月)

- シミュレーションでは単位料金173円値上げできる結果でしたが消費者への負担を踏まえ100円に留めました。
- 原料費調整の基準は、自社で整理頂き、その内容で約款改定を実施しました。

# 事例3 | 料金統一化による効率化



- まず10団地個々にシミュレーションを行い、値上げできる可能範囲を整理。料金が低い団地と高い団地、それぞれ値上げ額を調整し、最終的に3つの料金表に整理しました。
- 料金表の集約と基準平均原料価格を統一することで事務コストの低減を図りました。



# 留意点 ※必ずお読みください！



- 本書説明のとおり料金改定を行っても需要家の理解が得られるとは限りません。
- 需要家の理解が得られなかった場合、経済産業局または消費者団体等に相談されれば、電力・ガス取引監視等委員会マターになり、詳細な資料の提出が必要になる場合があります。
- 取引監視等委員会の調査結果によっては、業務改善命令等が発出されることがあります。

**当社は本件に留意してサポート致します！**

# お気軽にご連絡ください!

## 株式会社けんじゃのいし

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-24-16  
広小路ガーデンアベニュー 4F

**TEL:** 0120-846-722

**ウェブサイト:** <https://kenjya.co.jp/>

---

当社は『顧客と共に歩み、進化し、持続可能な未来社会の創造する』ことを目指しています。

